

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 他社株転換債の評価

**Q** : 他社株転換債を相続した場合の評価方法が明らかになったそうですが、どのように評価するのでしょうか。

**A** : 課税時期が評価日以後か前かによって取扱いが異なります。

### 【解説】

他社株転換債 (Exchangeable Bonds [EB債]) とは、発行会社が保有する発行会社以外の会社の株式に交換することができる社債のことで、現在販売されている他社株転換債のうち、一般的なプレーン型の他社株転換債の場合には、対象株式の評価日 (償還日の数日前) の株価が一定の転換価格よりも高い場合には発行価額に相当する金銭で償還されますが、評価日の株価が転換価格よりも低い場合には金銭による償還に代えて当該株式が交付される仕組みとなっています。

このプレーン型の他社株転換債の評価は、社債償還日の数日前に行う他社株の評価日を境にその前後で取扱いが二分されます。

まず、課税時期がこの評価日以後で①現金償還であれば、利付公社債の評価に準じて社債の発行価額に源泉所得税相当額を控除した後の既経過利息を加算して評価し、②他社株の交付であれば、上場株式の評価に準じて対象となる他社株を評価することになります。

一方、課税時期が評価日前である場合には、原則として利付公社債の評価に準じて評価することとなりますが、投資元本割れリスクも考慮し、上場株式の評価に準じて計算することも認められます。

